



令和7年8月27日

## 包括的相談支援事業及び多機関協働の推進体制

～包括的相談支援体制～

広陵町まるごとサポート隊

(略称：広陵まるサポ)

社会福祉課

障がい者・生活困窮者

介護福祉課

高齢者・介護保険

地域包括支援センター

生活体制整備支援事業・介護予防

社会福祉協議会

なんでも相談・ボランティア支援

断らない相談体制

けんこう推進課

母子保健・健康増進

こども課・

子育て総合支援課

子ども・要保護児童対策協議会

教育委員会

学校・通級教室・保護者

安全安心課

税務課(収納係)

保険年金課

協働のまちづくり推進課

こども家庭センター

R6.4～

相互連携・情報共有

民生委員・児童委員協議会

広陵ささえ愛(生活体制整備支援事業)

ボランティア団体

その他、病院、警察、消防などあらゆる相談支援機関

事業所(訪問看護ステーションなど)

社会福祉法人など

県福祉・こども関係事務所

多機関協働体制

令和7年8月27日

## 本事業に対する各団体や事業所の位置付け

多機関協働体制＝さまざまな町内関係団体、事業所、学識経験者が参加していただく必要がある。＝地域福祉計画策定委員会

→では、まず何から？

- まずは町がこういった取り組みをしていることの把握・理解（最も重要）
  - 重層的支援体制整備事業に関係する事業のアイデアの提案や進捗状況の確認、実際の事業協力、事業連携など
  - 「重層」は、行政の縦割りを解消し、横つなぎを進めていく体制整備が主目的
- すぐに何か（住民サービス等）が変わるわけではない

## これまでと今後

令和6年度の実績（庁内外への説明）

令和6年8月 部課長会で説明（県・県社協から）

令和6年度 民生委員・児童委員協議会、町内各事業所（特に障がい者関係）、本策定委員会

今後のスケジュール

- 令和7年度 「（仮称）広陵町多機関協働事業会議」設立（予定）

→令和8年度の本格実施に向け、町及び事業所等を含めた会議体を設立

- 設立後3～4か月に一回程度会議を行い、推進すべき事業及び関係機関との調整を議論、推進

※会議を開催することを目的にはしない

**令和8年度……本格実施！**

「人と人との重層（重ね合わせ）を！」